

# 公園、遊園地・テーマパーク調査票

平成22年11月1日

※調査区号	
※調査番	

基幹統計 特定サービス 産業実態統計
--------------------------

※整理番号	※都道府県番号	※市区町村番号	※事業所番号

### 1 事業所名及び所在地

I 事業所名 \_\_\_\_\_ 電話( ) 局番 \_\_\_\_\_

II 事業所の所在地 \_\_\_\_\_ 電話( ) 局番 \_\_\_\_\_  
(貴事業所が支社、営業所の場合には、本社の所在地を下記IIIの欄に記入してください。)

III 本社の所在地 \_\_\_\_\_ 電話( ) 局番 \_\_\_\_\_

注:国・地方公共団体等直営の事業所の場合、「本社の所在地」は、国・地方公共団体等の管轄部署の所在地を記入しますが、当該施設の管理・運営等を、代行又は委託されている事業所の場合は、上記IのI事業所(公園、遊園地・テーマパーク)名の後に()書きで、貴事業所の名称を記入してください。また、電話番号を備考欄に記入してください。

### 2 経営組織及び資本金額

I 経営組織

1 会社	→	千億:百億:十億 億 千万 百万 十万 万円
2 会社以外の法人・団体		
3 個人経営		

II 資本金額(又は出資金額)

千億:百億:十億 億 千万 百万 十万 万円	→	_____ %
------------------------	---	---------

III 公的資本比率  
[公的資本とは、国、地方公共団体からの資本(出資)金額をいいます。]

注:少数第1位を四捨五入して記入してください。

### 3 本社・支社別

I 事業所の本社・支社別

1 単独事業所(支社、支店、営業所などを持たない事業所)
2 本社(支社、支店、営業所などを持っている本社、本店)
3 支社(支社、支店、営業所など)

### 4 年間売上高等

I 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)

事業所の年間売上高	千億:百億:十億 億 千万 百万 十万 万円
-----------	------------------------

II 事業所の年間売上高の業務種類別収入額(消費税額を含む。)

区分	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
公園、遊園地・テーマパーク業務								
遊園地								
テーマパーク								
その他業務								

注1:「売店」、「駐車場」、「食堂」、「宿泊施設」の売上高は、「その他業務」に含めて記入してください。

その他業務の内訳	製造業務	卸売、小売業務	不動産、物品賃貸業務	宿泊、飲食サービス業務	サービス業務	その他の業務	合計
	%	%	%	%	%	%	100%

注2:「売店(直営)」、「駐車場(直営)」、「食堂(直営)」、「宿泊施設(直営)」の割合は、それぞれ「卸売・小売業務」、「不動産業務」、「飲食店、宿泊業務」の内訳として、4-IIの「その他の収入」に占める割合で記入してください。

注:調査事項 4~8については、貴事業所のみ数値を記入してください。他の事業所分は含みません。

上記「その他業務」に売上高の記入がある場合は、その内訳を右側の欄に記入してください。

### 5 総敷地面積、駐車場の台数及び保有施設

I 公園、遊園地・テーマパークの総敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

II 駐車場の台数 \_\_\_\_\_ 台 (利用者へ提供する駐車台数だけを記入してください。)

III 保有施設(あてはまるものをすべてを○で囲んでください。)

1 アトラクション施設 (種類)	10 スケート場 (種類)
2 大型遊具 (種類)	11 テニス場 (種類)
3 自然遊具 (種類)	12 他のスポーツ施設 (種類)
4 他の遊戯施設 (種類)	13 スパ
5 動物園	14 食堂・売店(直営)
6 植物園	15 宿泊施設 (直営で同一敷地内の施設のみ)
7 水族館	
8 他の博物館相当施設 (種類)	
9 プール	

### 6 入場料及び年間入場者数等

I 「公園、遊園地・テーマパーク業務」の入場料(バスポート料金等を含む。の有無及び入場料(消費税額を含む。)) (あてはまるものを○で囲んでください。)

区分	入場料
大人	バスポート・フリーパス料金等 _____ 円 上記以外 _____ 円
小人	バスポート・フリーパス料金等 _____ 円 上記以外 _____ 円

注1:入場料とは、入場の際必ず支払いを必要とする料金をいいます。なお、入場料として料金を設定せず、入場料に施設利用料金を含めた料金(バスポート料金、フリーパス料金等)の設定だけを行っている場合には、その料金を「バスポート・フリーパス料金等」に記入してください。

II 「公園、遊園地・テーマパーク業務」の年間入場者数又は年間利用者数

区分	一般	団体
大人	_____ 人	_____ 人
小人	_____ 人	_____ 人

注2:6-Iで「1 あり」と回答した事業所は、6-IIの「年間入場者数」の欄に記入してください。

注3:6-Iで「2 なし」と回答した事業所は、6-IIの「年間利用者数」の欄に記入してください。

### 7 年間営業費用及び年間営業用固定資産取得額

I 事業所の年間営業費用(消費税額を含む。)

区分	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
給与支給総額								
外注費								
施設管理費								
減価償却費								
賃借料								
土地・建物								
機械・情報通信機器								
その他								
食堂(直営)売上原価								
売店(直営)売上原価								
広告宣伝費								
その他の営業費用								
合計								

注:平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間について記入してください。

II 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)

区分	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円
有形固定資産								
機械・設備・装置								
情報通信機器								
その他								
土地								
建物・その他の有形固定資産								
無形固定資産								
合計								

注1:耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の固定資産の取得額(購入手数料を含む。)を記入してください。

注2:過去1年間に営業用固定資産の取得額がない場合は、合計欄に「0」を記入してください。

注3:「情報通信機器」とは、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、CAD/CAM(コンピュータ設計・製造システム)などをいいます。

### 8 従業者数

I 事業所の従業者数

区分	① 個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者	② 有給役員	常用雇用者				⑤ 臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)	総計(①~⑤の合計)	総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人
			③ 正職員などと呼ばれる人	④ パート・アルバイトなど(就業時間換算雇用者数)	⑥ 嘱託	⑦ アルバイト			
男	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	
女	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	

注1:「常用雇用者」とは、1か月を超える雇用契約者と、9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人をいい、また、「④パート・アルバイトなど」は、事業所で「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人をいいます。

注2:「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。

注3:「④パート・アルバイトなど」の「就業時間換算雇用者数」は、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)÷貴事業所(貴社)の所定労働時間(1週間分)によって算出してください。

II 「公園、遊園地・テーマパーク業務」及び「その他業務のうち食堂(直営)、売店(直営)」の部門別従業者数(別経営の事業所に派遣している人を除き、別経営の事業所から派遣されている人を含む。)

部門別区分	公園、遊園地・テーマパーク業務				その他業務	
	管理・営業部門	出札・案内	現業	その他	食堂(直営)	売店(直営)
事業従業者数	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人
うち別経営の事業所から派遣されている人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人	_____ 人

備考(記入内容について特記すべき事項があれば記入してください。)

記入者(記入内容の照会に回答できる人)の部署名と氏名 \_\_\_\_\_

フリガナ \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

報告者(代表者)の氏名 \_\_\_\_\_

記入に当たっては、別紙の「記入要領」を必ず読んでください。また、この調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。また、調査の事務に調査対象となったすべての事業所は報告の義務があります。この調査票は、統計調査員(郵送調査を除く)に提出していただきます。調査票は、経済産業省に送付され、厳重に保管されます。

この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づき、統計調査として行われ、調査対象となったすべての事業所は報告の義務があります。この調査票は、統計調査員(郵送調査を除く)に提出していただきます。調査票は、経済産業省に送付され、厳重に保管されます。